

# 固定的経費の算出方法について

# 固定的経費の算出方法について

## 第43回資料1「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

### 2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

#### (2) 作業内容

##### ②生活扶助基準の水準の検証

消費実態を参照する集団の状況について、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘があることに留意しつつ、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、参考とすべき指標について検討を行い、その状況を確認する。

## 第45回資料2「全国家計構造調査のデータの取扱い等について」抜粋 (下線追加)

### 2 基準額との比較検証にあたって参考とすべき指標

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

※ 平成29年検証において、平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の個別世帯の消費支出総額及び各支出費目（用途分類）を用いて回帰分析を行い、各費目の支出弾力性が1を有意（有意水準：5%）に下回った場合、固定的経費に、1を有意（有意水準：5%）に上回った場合、変動的経費にそれぞれ分類した。（なお、1を有意に上回らなかった（下回らなかった）費目については、その上位項目の固定的経費、変動的経費の格付で代替。）

2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、品目分類が基本とされ、用途分類による値は大分類（費目）のみに限られることから、固定的経費を用いる場合には、その作成方法を改めて検討する必要がある。

# 固定的経費の算出方法について

## (1) 支出項目分類の変更に伴う算出方法の変更について

- 平成29年検証においては、用途分類による小分類の各支出項目について、固定的経費、変動的経費にそれぞれ分類してきたが、2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、品目分類が基本とされたことから、固定的経費の算出にあたっては、品目分類による小分類の各支出項目について、支出弾力性が1を有意に下回るか否かの判定を行うこととしてはどうか。

(平成29年検証時に参照した集団における固定的経費は、2019年全国家計構造調査を用いて今回分類した支出項目により改めて算出する。)

(参考) 総務省「平成26年全国消費実態調査 用語の解説」抜粋

### 7-1. 品目分類と用途分類

品目分類は、世帯が購入したものを、同一商品は同一項目に分類する方法で、用途分類は、世帯が購入したもののうち、世帯以外の人のために贈答又は接待を目的として購入したものについては「交際費」として分類し、その他のものについては、品目分類で分類する方法である。

例えば、菓子を贈答用に購入した場合、品目分類では、「食料」のうちの「菓子」に分類されるが、用途分類では、「その他の消費支出」のうちの「交際費」に分類される。このように、用途分類では、交際費として支出した品目を「交際費」に組み替えて集計しているため、品目分類と用途分類の各項目の結果のくい違いは、交際費として支出した分のみ生じており、消費支出の合計は、両分類で一致する。

# 固定的経費の算出方法について

## (1) 支出項目分類の変更に伴う算出方法の変更について の続き

《平成29年検証の手法を基本とし品目分類による小分類ごとに判定する場合の判定方法》

- 2019年全国家計構造調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

$$\ln(C_i) = \text{const}_i + \eta_i * \ln(Y)$$

$C_i$  : 第*i*支出項目の消費額 ( $C_i=0$  のとき  $\ln(C_i)=0$  とする)

$Y$  : 消費支出額

$\eta_i$  : 支出弾力性

- ※ 対象範囲は夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）。
- ※ 回帰分析にあたっては、2019年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。

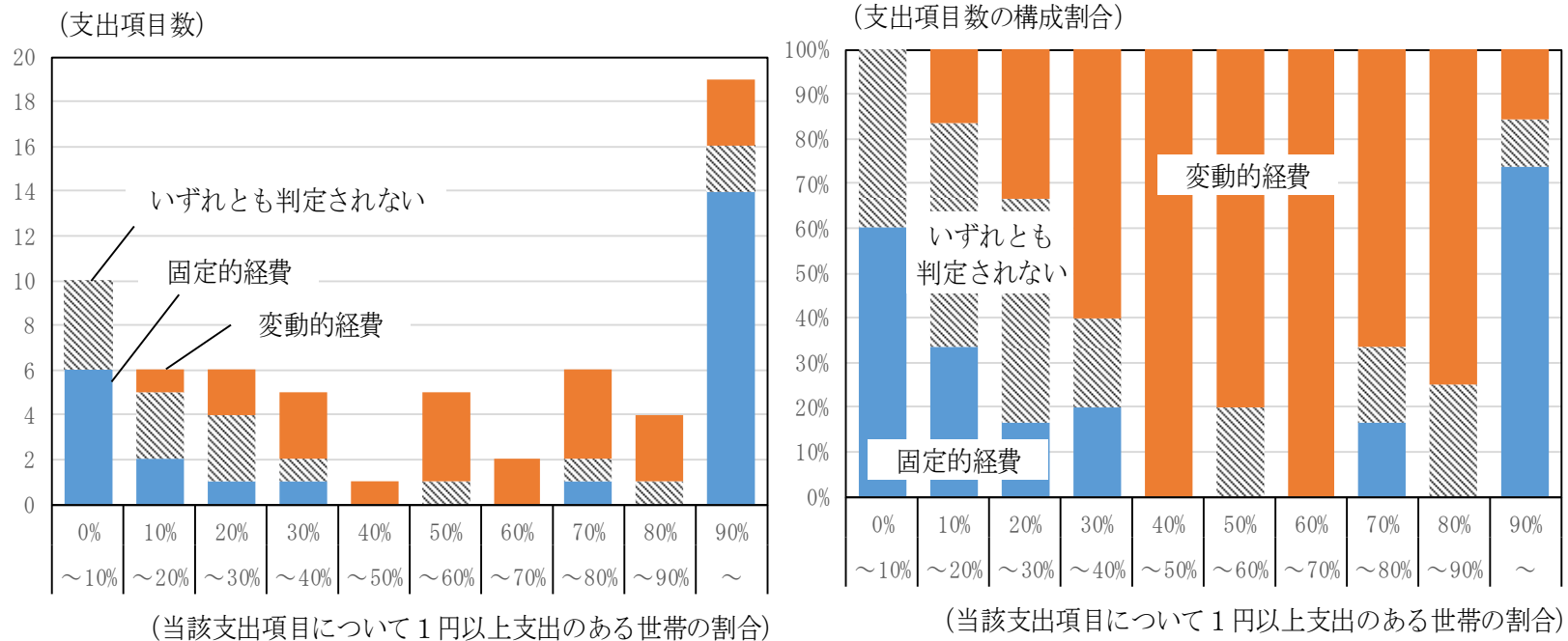
- 品目分類による小分類 (※) の各支出項目について、
  - ・ 支出弾力性が1を有意（水準5%）に下回った場合、固定的経費に、
  - ・ 支出弾力性が1を有意（水準5%）に上回った場合、変動的経費にそれぞれ分類する。
- ※ 2019年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分（詳細 P5）については、中分類の支出項目を用いる。
- ただし、支出弾力性が1を有意に上回らなかった（下回らなかった）支出項目については、その上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替することとする。

# 固定的経費の算出方法について

## (2) 固定的経費・変動的経費の判定方法について

- 各費目の固定的経費・変動的経費の判定について、前頁の回帰分析による支出弾力性の1との差の有意性によって判定を行った場合、支出する世帯が少ない支出項目については、消費支出額によらず多くの世帯で当該項目の支出が0であるため、支出の内容によらず固定的経費として判定されることとなる（例：和服、自転車購入等）。この点についてどのように考えるか。

### 前頁の方法による判定状況（上位項目の格付での代替なし）



※ 2019年全国家計構造調査による特別集計。同調査における品目分類による小分類の各支出項目（集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目）（対象範囲の全世帯で支出額0の項目は含まない。）について、前頁の方法により判定を行った場合の結果。

ただし、支出弾力性が1を有意に上回らなかった（下回らなかった）支出項目については、その上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替したものではなく「いずれとも判定されない」として示している。

(参考) 品目分類と2019年全国家計構造調査の支出項目の対応関係

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
1	食料	食料
1.1	穀類	穀類
1.1.1	米	
1.1.2	パン	
1.1.3	麺類	
1.1.4	他の穀類	
1.2	魚介類	魚介類
1.2.1	生鮮魚介	
1.2.2	塩干魚介	
1.2.3	魚肉練製品	
1.2.4	他の魚介加工品	
1.3	肉類	肉類
1.3.1	生鮮肉	
1.3.2	加工肉	
1.4	乳卵類	乳卵類
1.4.1	牛乳	
1.4.2	乳製品	
1.4.3	卵	
1.5	野菜・海藻	野菜・海藻
1.5.1	生鮮野菜	
1.5.2	乾物・海藻	
1.5.3	大豆加工品	
1.5.4	他の野菜・海藻加工品	
1.6	果物	果物
1.6.1	生鮮果物	
1.6.2	果物加工品	
1.7	油脂・調味料	油脂・調味料
1.7.1	油脂	
1.7.2	調味料	
1.8	菓子類	菓子類
1.9	調理食品	調理食品
1.9.1	主食的調理食品	
1.9.2	他の調理食品	
1.10	飲料	飲料
1.10.1	茶類	
1.10.2	コーヒー・ココア	
1.10.3	他の飲料	
1.11	酒類	酒類
1.12	外食	外食
1.12.1	一般外食	一般外食
1.12.2	学校給食	学校給食
1.13	贈い費	贈い費

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
2	住居	住居
2.1	家賃地代	家賃地代
2.2	設備修繕・維持	設備修繕・維持
2.2.1	設備材料	設備材料
2.2.2	工事その他のサービス	工事その他のサービス
3	光熱・水道	光熱・水道
3.1	電気代	電気代
3.2	ガス代	ガス代
3.3	他の光熱	他の光熱
3.4	上下水道料	上下水道料
4	家具・家事用品	家具・家事用品
4.1	家庭用耐久財	家庭用耐久財
4.1.1	家事用耐久財	家事用耐久財
4.1.2	冷暖房用器具	冷暖房用器具
4.1.3	一般家具	一般家具
4.2	室内装備・装飾品	室内装備・装飾品
4.3	寝具類	寝具類
4.4	家事雑貨	家事雑貨
4.5	家事用消耗品	家事用消耗品
4.6	家事サービス	家事サービス
5	被服及び履物	被服及び履物
5.1	和服	和服
5.2	洋服	洋服
5.2.1	男子用洋服	
5.2.2	婦人用洋服	
5.2.3	子供用洋服	
5.3	シャツ・セーター類	シャツ・セーター類
5.3.1	男子用シャツ・セーター類	
5.3.2	婦人用シャツ・セーター類	
5.3.3	子供用シャツ・セーター類	
5.4	下着類	下着類
5.4.1	男子用下着類	
5.4.2	婦人用下着類	
5.4.3	子供用下着類	
5.5	生地・糸類	生地・糸類
5.6	他の被服	他の被服
5.7	履物類	履物類
5.8	被服関連サービス	被服関連サービス

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
6	保健医療	保健医療
6.1	医薬品	医薬品
6.2	健康保持用摂取品	健康保持用摂取品
6.3	保健医療用品・器具	保健医療用品・器具
6.4	保健医療サービス	保健医療サービス
7	交通・通信	交通・通信
7.1	交通	交通
7.2	自動車等関係費	自動車等関係費
7.2.1	自動車等購入	自動車等購入
7.2.2	自転車購入	自転車購入
7.2.3	自動車等維持	自動車等維持
7.3	通信	通信
8	教育	教育
8.1	授業料等	授業料等
8.2	教科書・学習参考教材	教科書・学習参考教材
8.3	補習教育	補習教育
9	教養娯楽	教養娯楽
9.1	教養娯楽用耐久財	教養娯楽用耐久財
9.2	教養娯楽用品	教養娯楽用品
9.3	書籍・他の印刷物	書籍・他の印刷物
9.4	教養娯楽サービス	教養娯楽サービス
9.4.1	宿泊料	宿泊料
9.4.2	パック旅行費	パック旅行費
9.4.3	月謝類	月謝類
9.4.4	他の教養娯楽サービス	他の教養娯楽サービス
10	その他の消費支出	その他の消費支出
10.1	諸雑費	諸雑費
10.1.1	理美容サービス	理美容サービス
10.1.2	理美容用品	理美容用品
10.1.3	身の回り用品	身の回り用品
10.1.4	たばこ	たばこ
10.1.5	他の諸雑費	他の諸雑費
10.2	こづかい(使途不明)	こづかい(使途不明)
10.3	交際費	交際費
10.3.6	贈与金	贈与金
10.3.7	他の交際費	他の交際費
10.4	仕送り金	仕送り金

※ 品目分類は、家計調査の収支項目分類（令和2年1月改定）による。  
 ※ 2019年全国家計構造調査の支出項目のうち、小分類未満の項目は表示していない。

(参考) 平成29年検証における固定的経費・変動的経費の判定結果 (夫婦子1人世帯)

《判定方法》

- 平成26年全国消費実態調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

$$\ln(C_i) = \text{const}_i + \eta_i * \ln(Y)$$

$C_i$ : 第*i*支出費目の消費額 (用途分類)  
 ( $C_i=0$  のとき  $\ln(C_i)=0$  とする)

$Y$ : 消費支出額

$\eta_i$ : 支出弾力性

- 各費目について、支出弾力性が1を有意 (有意水準: 5%) に下回った場合、固定的経費に、1を有意 (有意水準: 5%) に上回った場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

- なお、1を有意に上回らなかった (下回らなかった) 費目については、その上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替することとする。

食料	固定
穀類	固定
米	固定
パン	固定
麺類	固定
他の穀類	固定
魚介類	固定
生鮮魚介	固定
塩干魚介	固定
魚肉練製品	固定
他の魚介加工品	固定
肉類	固定
生鮮肉	固定
加工肉	固定
乳卵類	固定
牛乳	固定
乳製品	固定
卵	固定
野菜・海藻	固定
生鮮野菜	固定
乾物・海藻	固定
大豆加工品	固定
他の野菜・海藻加工品	固定
果物	固定
生鮮果物	固定
果物加工品	固定
油脂・調味料	固定
油脂	固定
調味料	固定
菓子類	固定
調理食品	固定
主食的調理食品	固定
他の調理食品	固定
飲料	固定
茶類	固定
コーヒー・ココア	固定
他の飲料	固定
酒類	変動
外食	変動
一般外食	変動
学校給食	固定
賄い費	固定

住居	変動
家賃地代	固定
設備修繕・維持	変動
設備材料	固定
工事その他のサービス	変動
光熱・水道	固定
電気代	固定
ガス代	固定
他の光熱	固定
上下水道料	固定
家具・家事用品	固定
家庭用耐久財	変動
家事用耐久財	変動
冷暖房用器具	固定
一般家具	固定
室内装備・装飾品	固定
寝具類	固定
家事雑貨	固定
家事用消耗品	固定
家事サービス	固定
被服及び履物	変動
和服	固定
洋服	変動
男子用洋服	変動
婦人用洋服	変動
子供用洋服	固定
シャツ・セーター類	変動
男子用シャツ・セーター類	変動
婦人用シャツ・セーター類	変動
子供用シャツ・セーター類	固定
下着類	変動
男子用下着類	変動
婦人用下着類	変動
子供用下着類	固定
生地・糸類	固定
他の被服	変動
履物類	変動
被服関連サービス	変動
保健医療	変動
医薬品	変動
健康保持用摂取品	変動
保健医療用品・器具	固定
保健医療サービス	変動

交通・通信	-
交通	変動
自動車等関係費	変動
自動車等購入	変動
自転車購入	固定
自動車等維持	変動
通信	固定
教育	変動
授業料等	変動
教科書・学習参考教材	固定
補習教育	変動
教養娯楽	変動
教養娯楽用耐久財	変動
教養娯楽用品	変動
書籍・他の印刷物	変動
教養娯楽サービス	変動
宿泊料	変動
パック旅行費	変動
月謝類	変動
他の教養娯楽サービス	変動
その他の消費支出	変動
諸雑費	変動
理美容サービス	変動
理美容用品	変動
身の回り用品	変動
たばこ	固定
他の諸雑費	変動
こづかい(使途不明)	変動
交際費	変動
食料	変動
家具・家事用品	固定
被服及び履物	固定
教養娯楽	変動
他の物品サービス	変動
贈与金	変動
他の交際費	変動
仕送り金	変動